

・水先法改正の背景・概要

水先制度とは、船舶交通の輻輳する港や交通の難所とされる水域を水先区（全国 39 区）として設定し、水先区を航行する船舶に水先人（パイロット）が乗り込み、船舶を安全かつ速やかに導くものであり、特に自然的条件や船舶交通の状況等が厳しい全国 10 水域については、当該水域を航行する一定の船舶に対し水先人の乗船を義務付けている。

水先人は、水先区における複雑な水域事情等について、試験等により知識技能を確認された船舶航行の専門家であり、水先人が乗り込む自船の航行安全のみならず、水域全体の船舶交通の安全や海洋環境の保全、船舶航行の円滑化等を通じた港湾機能の維持・向上に大きく寄与している。

ひとたび海難事故が発生した場合には、人命、財産、環境等に対して多大なる影響を及ぼすこととなるが、水先人が乗船した場合の船舶の安全率は、水先人が乗船しない場合の 9.7 倍ともいわれていることを踏まえると、水先制度の意義、効果は、21 世紀に入った今日においても些かも変化がないばかりか、昨今の危険物積載船を含む船舶の大型化、船舶交通の輻輳化、海洋環境保護の必要性の高まり等により、一層重要なものとなっているところである。

他方、水先制度に関しては、水先人になるために船舶の航行に関する深い知識と経験が必要なため、3 年以上船長として 3,000 トン以上の船舶に乗り組んでいた経験が必要とされているところ、近年における日本人船員の減少に伴い、近い将来、船長経験を有した水先人が不足することが予想され、船舶交通の円滑な運航が保てなくなる懸念がある。

また、港湾の国際競争力の強化の観点から、港湾サービスの一環でもある水先業務の運営の効率化・適確化への要請が高まっている。

このような中で、国土交通省においては、平成 16 年 3 月に、近年における水先を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、水先制度について時代に即した制度となるよう抜本的な見直しを行うことを目的とする「水先制度のあり方に関する懇談会」を設置し、水先制度のあり方について検討を行い、平成 17 年 6 月に報告が取りまとめられた。この懇談会により取りまとめられた報告を踏まえ、平成 17 年 7 月に交通政策審議会に対し諮問を行い、審議の結果、平成 17 年 11 月に、水先人の養成・確保のための措置、船舶交通の安全確保のための措置、水先業務運営の効率化・適確化のための措置等を内容とする答申が取りまとめられた。

この答申を受け、答申で取りまとめられた事項を適確に実施するために必要な措置として、次に掲げる事項を講ずることを内容とする水先法の一部改正法案（「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案」）が第 164 回国会で成立、公布（平成 18 年 5 月 17 日）されたところである。

【水先法の一部改正の内容】

- (1) 水先人確保策を早急に講じる必要があることから、現行の水先人の資格要件の一つである一定の船長経験について緩和を図り、水先人の免許を一級から三級までの三段階の等級制とするとともに、水先に必要な知識技能を総合的に習得・体得させるため、登録機関（登録水先人養成施設）による養成課程の修了を要件とすること。
- (2) 船舶の大型化等が進展する中、船舶交通の一層の安全確保策を図ることが必要であり、水先人の知識技能の維持・向上を図るため、登録機関（登録水先免許更新講習）による更新講習の課程の修了を更新の要件とするとともに、初めて免許を受けた者等一定の要件に該当する者の免許の有効期間を短縮すること、また、海難事故発生時等の緊急的・臨時的な場合に、船舶交通の危険防止のため特に必要がある認めるときは、一定の船舶に対し水先人の乗船を義務付けることを可能とすること。
- (3) 水先業務の運営について効率化・適確化を図るため、水先料金について省令で定める料金制度を廃止し、上限認可制に改めるとともに、現行の水先人会を法人化し、その機能を強化した上で、水先人会からなる日本水先人会連合会を創設すること。
このほか、水先業務の効率性向上等を図るため、政令改正により、ベイ（航行）水先区とハーバー（港内）水先区の統合を実施する。

水先制度改革

施策の目的と効果

水先サービスの高度化・基盤強化

より安全で、効率的かつ適確なサービスを安定的に
利用者に提供できる総合的な仕組みの構築



資格要件の見直し・養成教育の充実強化

- ・水先人養成施設による養成課程の修了を資格要件化

免許の更新要件の見直し及び更新期間の短縮

- ・水先免許更新講習の課程の修了を免許の更新要件化
- ・高齢水先人等の免許の更新期間を短縮

緊急的・臨時的な強制水先の適用

水先料金に係る規制緩和

- ・省令料金制廃止（上限認可制を導入）

ベイ水先区とハーバー水先区の統合

透明で責任のある業務遂行の確保

- ・水先人会の法人化
- ・ユーザー対応窓口の設置
- ・財務諸表の公開

水先業務運営の適確化のための自主自律的な機能の強化

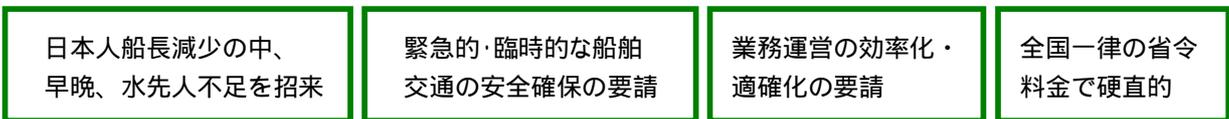
- ・水先人会及びその連合会により、事故を起こした水先人の処分
- ・全国的な水先サービスの提供の確保等を実施

資格要件緩和の中でも安全を確保

資格要件の緩和、等級別免許制の導入

- ・三段階の等級別免許制

具体的施策



問題点

水先区の概要

水先区 (39区)

強制水域 (10区)

- 300トン強制区
- 3,000トン強制区
- 10,000トン強制区

